

平成29年度 佐倉市地域包括支援センター業務委託公募概要(案)について

1. 公募目的

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、高齢者の介護・福祉・権利擁護・介護予防など様々な相談を受けて総合的に支援する役割を担っており、地域包括ケアシステム構築の中核を担う機関です。市では、平成21年度から、社会福祉法人に委託し、市内5か所のセンターを運営しています。この度、介護保険法改正に対応した包括的支援事業等を実施するため、全てのセンターを対象に、改めて運営委託先法人を公募することとしました。

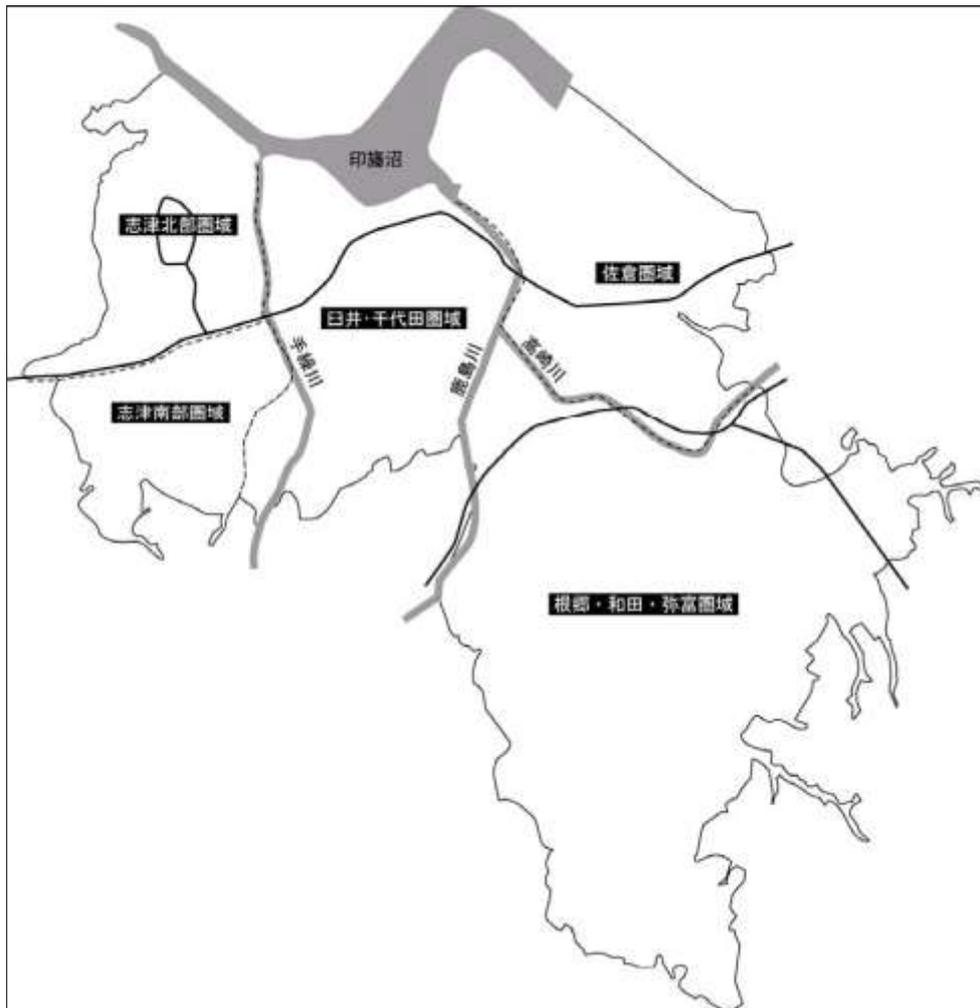
2. 地域包括支援センターの担当圏域及び設置数

地域包括支援センターの担当圏域及び設置数については、表1に基づき大別した地区とする。

表1. 地域包括支援センター担当圏域及び設置数

圏域名	設置数	担当区域
志津北	1	手繰川以西、かつ京成本線以北の区域(但し上座・南ユーカーリは全域)
志津南	1	手繰川以西、かつ京成本線以南の区域(但し、上志津は全域)
臼井・千代田	1	手繰川以東、かつ鹿島川以西の区域
佐倉	1	鹿島川以東、かつ高崎川以北の区域
根郷・和田・弥富	1	鹿島川以東、かつ高崎川以南の区域

図1. 担当地域図



3. 地域包括支援センターの業務内容

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行うこと。

② 権利擁護業務

高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活の維持を図ることができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うこと。・成年後見制度の活用促進・老人福祉施設等への措置の支援・高齢者虐待への対応等

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等との連携、多職種相互の協働により個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的・継続的に支援していく体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うこと。

④ 認知症施策推進事業

ア 認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

イ 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の容態の変化に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進する。

⑤ 生活支援体制整備事業

生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくこと。

(2) 地域ケア会議推進事業

介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議を行う。

(3) 第1号介護予防支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業における、介護予防ケアマネジメントを実施すること。

(4) 指定介護予防支援

要支援と判定された方に対し、要介護状態へ移行することを予防する観点から、介護予防ケアマネジメントを実施すること。

(5) 介護予防事業

地域との連携を図りながら、出前健康相談や出前講座等の機会をとらえ、佐倉ふるさと体操等を活用して介護予防の普及啓発等を行う。

(6) その他業務

4. 委託契約期間

委託契約期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

5. 応募資格

包括的支援事業及びその他の事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人で、次の要件を満たす法人であること。

介護保険法の改正に対応した、地域包括ケアシステム構築の中核を担う地域包括支援センターを運営することができる法人を公募する。

(2)佐倉市内において介護保険サービスを提供する事業所を有し、かつ3年以上(平成28年10月1日現在)の介護保険サービスの提供実績があること。ただし、福祉用具貸与・販売のみの事業所を除く。

6. 選考について

選考方法

- (1) 委託する法人は、候補者から提出された事業計画の内容を総合的に判断し選考する。
- (2) 委託する法人は、候補者選考委員会の採点により選考され、運営協議会の意見を聴取した上で正式に決定する。

7. 公募スケジュール

- | | |
|--------------------------|------------------|
| (1) 公募要項の配布 | 平成28年10月初旬から11月中 |
| (2) 選考(選考委員会によるヒアリング、選考) | 平成28年11月下旬 |
| (3) 選考結果、仮決定の通知 | 平成29年1月頃 |